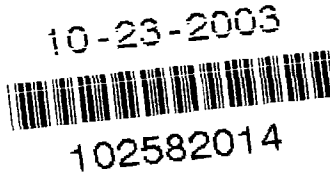




ASSIGNM



IEET

Commissioner of Patents:

Please record the attached document.

10-17-03

1. Name of conveying party:
 - a) SQUARE Co., Ltd
Arco Tower, 8-1,
Shimomeguro 1-Chome
Meguro-Ku, Tokyo 153-8688
JAPAN
2. Name and address of receiving party:
 - a) Name: Kabushiki Kaisha Square ENIX (also known as SQUARE ENIX Co., Ltd.)
Address: 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku
Tokyo, JAPAN
3. Nature of conveyance:

☐	Assignment	☒	Merger
☐	Security Agreement	☐	Change of Assignee
☐	Other _____	☐	License Agreement

Prepared: April 1, 2003

4. Application Number or Patent Number: 09/771,111

The title of the application is: METHODS AND APPARATUS FOR TRANSFORMING THREE-DIMENSIONAL OBJECTS IN VIDEO GAMES

5. Please send all correspondence concerning this document to:

Beyer Weaver & Thomas, LLP
P.O. Box 778
Berkeley, CA 94704-0778

Ph: (650) 961-8300
Fax: (650) 961-8301
Customer Number: 022434

6. Total number of applications and patents involved: 1
7. Total fee (37 CFR 3.41): \$40.00

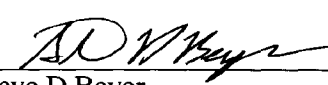
- ☒ Enclosed.
☐ Charge to Deposit Account No. 500388 (Order No. _____).
☐ Any additional fees are authorized to be charged to Deposit Account No. 500388 (Order No. _____).

Date: October 14, 2003

10/22/2003 DBYRNE 00000065 09771111

01 FC:8021

40.00 OP


Steve D Beyer
Registration No. 31,234

Total number of pages including this cover sheet, attachments and documents: 12

Attorney Docket No. SIP1P042

(Revised 9/03)

PATENT
REEL: 014607 FRAME: 0602

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Eri MARUYAMA of c/o KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX, 4-31-8 Yoyogi,
Shibuya-ku, Tokyo, Japan

declare that I am well acquainted with both the Japanese and English languages, and
that the attached is an accurate translation, to the best of my knowledge and ability, of
the Japanese language document attached hereto.

Signature Eri Maruyama

Date May 19, 2003

**CERTIFICATE OF ALL THE PRESENTLY VALID ENTRIES
IN THE COMMERCIAL REGISTER**

Trade Name: KABUSHIKI KAISHA ENIX

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Registered on April 1, 2003

Headquarters: 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-Ku, Tokyo, Japan

Publication: To be published in the Nippon Keizai Shimbun Newspaper circulated in Tokyo

(omitted)

Objectives:

1. Planning, development, manufacture, creation, sales, application, maintenance, leasing and importing/exporting of computers and peripherals, expendable supplies, communication devices and computer software, etc.
2. Planning, development, manufacture, sales, lease and importing/exporting of 0000, stationery supplies, personal accessories, daily use (home) articles, clothing and home appliances
3. Printing and publishing; planning, creation and sales of various publications
4. Temporary employment services for computer programmers
5. Planning, creation, sales, rental and importing/exporting of movies, television and radio programs, records and videos
6. Planning, creation and implementation of various events and gatherings
7. Management of places of amusement
8. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of software via the Internet or phone line communication
9. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of contents utilizing the Internet or phone line communication
10. Development, sales, application, and maintenance of the service of providing information utilizing the Internet or phone line communication
11. Training and placement of Internet and data transfer specialists
12. E-commerce and mail-order sales utilizing the Internet or computer network
13. Transfer and sale of data utilizing the Internet or computer network

14. Advertising services utilizing the Internet or computer network
15. Planning, creation and sales of musical recordings and images
16. Procurement and management of copyrights, trademark rights, design rights
17. Broadcast services
18. Provision of various kinds of information via communication network
19. Advertising agency services
20. Talent agency services
21. Operation of restaurants, bars
22. Any and all services related to or incidental of each of the above services

(omitted)

Merger: Merger on April 1, 2003 with Kabushiki Kaisha Square
of 1-8-1, Shimomeguro, Meguro-Ku, Tokyo, Japan

**This is to certify that the above is all presently valid entries registered
in the Commercial Register.**

April 15, 2003

**Masayuki SAITO, Registrar (Seal)
Shibuya Branch Office,
Tokyo Legal Affairs Bureau**

* An underscored entry suggests that it has been expunged from the Register.

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号
株式会社スクウェア・エニックス
会社法人等番号 0110-01-027704

商 号	<u>株式会社エニックス</u>	
	株式会社スクウェア・エニックス	平成15年 4月 1日登記
本 店	東京都渋谷区代々木四丁目31番8号	
公告をする方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	平成 8年 9月 9日許可
		平成 8年 9月 9日更正
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<u>http://www.enix.co.jp/company/kessankoukouku/</u>	平成14年 4月 9日設定
		平成14年 5月13日登記
	<u>http://www.enix.co.jp/company/kessankoukouku/</u>	平成14年 5月 9日設定
		平成14年 5月23日許可
		平成14年 5月23日登記官の過誤につき更正
	<u>http://www.square-enix.co.jp/company/ir/stock/bspl.html</u>	平成15年 4月 1日変更
		平成15年 4月 1日登記
会社成立の年月日	昭和50年9月22日	
目 的	1. コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 2. 玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入 3. 日用家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務 4. 印刷及び出版 5. プログラマーの人材派遣 6. 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入 7. 各種催し物の企画、制作 8. コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成 9. 遊技場の経営 10. 加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入 11. コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営 12. 前各号に附帯関連する一切の業務	

整理番号 イ970558

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/16

1. コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
2. 玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
3. 日用家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務
4. 印刷及び出版
5. プログラマーの人材派遣
6. 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
7. 各種催し物の企画、制作
8. コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成
9. 遊技場の経営
10. 加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入
11. コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営
12. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの開発、販売、運用、保守
13. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの開発、販売、運用、保守
14. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
15. インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
16. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
17. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
18. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、システム開発のコンサルティング
19. 前各号に附帯関連する一切の業務

平成12年 6月23日変更 平成12年 7月 7日登記

1. コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェア等の企画、開発、製造、制作、販売、運用、保守、リース並びに輸出入
2. 玩具、文具、装身具、日用家庭用品、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
3. 印刷及び出版、各種出版物の企画、制作、販売
4. プログラマーの人材派遣
5. 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
6. 各種催し物及びイベントの企画、制作、実施
7. 遊技場の経営
8. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの企画、製造、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
9. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの企画、制作、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
10. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
11. インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
12. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
13. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
14. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、広告業務
15. 音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売
16. 著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理

	17. 放送事業 18. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供 19. 広告代理業 20. 芸能タレントのマネジメント業務 21. 飲食店業 22. 前各号に附帯関連する一切の業務		平成15年 4月 1日登記
額面株式1株の金額	<u>金50円</u>		
一単元の株式の数	100株		
発行する株式の総数	<u>1億株</u>	平成11年 6月25日変更	
		平成11年 7月 8日登記	
	<u>3億株</u>		
		平成15年 4月 1日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2609万5800株</u>	平成11年11月30日変更	
		平成11年12月 7日登記	
	発行済株式の総数 <u>2610万200株</u>	平成11年12月31日変更	
		平成12年 1月11日登記	
	発行済株式の総数 <u>2610万4000株</u>	平成12年 1月31日変更	
		平成12年 2月 8日登記	
	発行済株式の総数 <u>2611万1200株</u>	平成12年 2月29日変更	
		平成12年 3月 7日登記	
	発行済株式の総数 <u>2611万5700株</u>	平成12年 3月31日変更	
		平成12年 4月11日登記	
	発行済株式の総数 <u>2612万100株</u>	平成12年 4月30日変更	
		平成12年 5月11日登記	
	発行済株式の総数 <u>3917万7950株</u>	平成12年 5月19日変更	
		平成12年 5月30日登記	

	発行済株式の総数 <u>3918万1750株</u>	平成12年 5月31日変更
		平成12年 6月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>3918万5550株</u>	平成12年 6月26日変更
		平成12年 7月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>5877万8325株</u>	平成13年11月20日変更
		平成13年12月 4日登記
	発行済株式の総数 1億994万5618株	
		平成15年 4月 1日登記
資本の額	<u>金69億726万2600円</u>	平成11年11月30日変更
		平成11年12月 7日登記
	<u>金69億1255万1400円</u>	平成11年12月31日変更
		平成12年 1月11日登記
	<u>金69億1711万9000円</u>	平成12年 1月31日変更
		平成12年 2月 8日登記
	<u>金69億2577万3400円</u>	平成12年 2月29日変更
		平成12年 3月 7日登記
	<u>金69億3118万2400円</u>	平成12年 3月31日変更
		平成12年 4月11日登記
	<u>金69億3470万9000円</u>	平成12年 4月30日変更
		平成12年 5月11日登記
	<u>金69億3775万4700円</u>	平成12年 5月31日変更
		平成12年 6月 7日登記
	金69億4080万400円	平成12年 6月26日変更
		平成12年 7月 7日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当社は、取締役または従業員に商法第280条ノ19の規定による新株引受権を与えることができる。 平成10年 6月26日設定 平成10年 7月 8日登記	

名義書換代理人の 氏名及び住所並び に営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 <u>東洋信託銀行株式会社</u> 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 <u>東洋信託銀行株式会社証券代行部</u>		
	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部 平成14年 1月15日変更 平成14年 1月21日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>福 嶋 康 博</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>福 嶋 康 博</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>福 嶋 康 博</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>千 田 幸 信</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>千 田 幸 信</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>千 田 幸 信</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>前 川 敏 雄</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>前 川 敏 雄</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>前 川 敏 雄</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>前 川 敏 雄</u>	平成15年 4月 1日辞任
			平成15年 4月 1日登記

	<u>取締役</u> <u>蟹 江 元</u>	平成10年 6月26日重任
		平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>蟹 江 元</u>	平成12年 6月23日重任
		平成12年 7月 7日登記
		平成12年10月31日辞任
		平成12年11月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>保 坂 嘉 弘</u>	平成10年 6月26日重任
		平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>保 坂 嘉 弘</u>	平成12年 6月23日重任
		平成12年 7月 7日登記
		平成13年 4月30日辞任
		平成13年 5月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>堀 井 雄 二</u>	平成10年 6月26日重任
		平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>堀 井 雄 二</u>	平成12年 6月23日重任
		平成12年 7月 7日登記
	<u>取締役</u> <u>堀 井 雄 二</u>	平成14年 6月21日重任
		平成14年 6月25日登記
		平成15年 4月 1日辞任
		平成15年 4月 1日登記

	<u>取締役</u>	<u>本 多 圭 二</u>	平成10年 6月26日就任
			平成10年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>本 多 圭 司</u>	平成10年 9月 7日許可 本多圭二の名
			平成10年 9月 7日更正
	<u>取締役</u>	<u>本 多 圭 司</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>本 多 圭 司</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>田 口 浩 司</u>	平成12年 6月23日就任
			平成12年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>田 口 浩 司</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
			平成15年 4月 1日辞任
			平成15年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>富 山 竜 男</u>	平成14年 6月21日就任
			平成14年 6月25日登記
			平成15年 4月 1日辞任
			平成15年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>和 田 洋 一</u>	平成15年 4月 1日合併 により就任
			平成15年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 尚</u>	平成15年 4月 1日合併 により就任
			平成15年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>成 毛 眞</u>	平成15年 4月 1日合併 により就任
			平成15年 4月 1日登記

	東京都杉並区浜田山一丁目18番17号 代表取締役 福嶋康博	平成10年 6月26日重任
		平成10年 7月 8日登記
	東京都杉並区浜田山一丁目18番17号 代表取締役 福嶋康博	平成12年 6月23日重任
		平成12年 7月 7日登記
	東京都杉並区浜田山一丁目18番17号 代表取締役 福嶋康博	平成14年 6月21日重任
		平成14年 6月25日登記
	東京都武蔵野市境五丁目23番17号 代表取締役 本多圭司	平成12年10月 1日就任
		平成12年10月 4日登記
	東京都武蔵野市境五丁目23番17号 代表取締役 本多圭司	平成14年 6月21日重任
		平成14年 6月25日登記
	東京都品川区北品川五丁目17番12号 代表取締役 和田洋一	平成15年 4月 1日就任
		平成15年 4月 1日登記
	監査役 河野先	平成 9年 6月27日重任
		平成 9年 7月10日登記
	監査役 河野先	平成12年 6月23日重任
		平成12年 7月 7日登記
		平成15年 4月 1日辞任
		平成15年 4月 1日登記
	監査役 小林正男	平成 9年 6月27日重任
		平成 9年 7月10日登記
		平成12年 6月23日退任
		平成12年 7月 7日登記

	<u>監査役</u> 中 村 浩	平成 9 年 6 月 2 7 日就任
		平成 9 年 7 月 1 0 日登記
	<u>監査役</u> 中 村 浩	平成 1 2 年 6 月 2 3 日重任
		平成 1 2 年 7 月 7 日登記
		平成 1 5 年 4 月 1 日辞任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記
	<u>監査役</u> 中 島 啓 三	平成 9 年 6 月 2 7 日就任
		平成 9 年 7 月 1 0 日登記
		平成 1 2 年 6 月 2 3 日重任
		平成 1 2 年 7 月 7 日登記
		平成 1 5 年 4 月 1 日辞任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記
	<u>監査役</u> 才 藤 智 宏	平成 1 2 年 6 月 2 3 日就任
		平成 1 2 年 7 月 7 日登記
		平成 1 5 年 4 月 1 日辞任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記
	<u>監査役</u> 中 村 浩	平成 1 5 年 4 月 1 日合併 により就任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記
	<u>監査役</u> 前 川 敏 雄	平成 1 5 年 4 月 1 日合併 により就任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記
	<u>監査役</u> 伊 庭 保	平成 1 5 年 4 月 1 日合併 により就任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記
	<u>監査役</u> 矢 作 憲 一	平成 1 5 年 4 月 1 日合併 により就任
		平成 1 5 年 4 月 1 日登記

整理番号 1970558

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

9/16

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成15年 4月 1日登記
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成15年 4月 1日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 3076個 （新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式30万7600株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ 各新株予約権の発行価額 無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり2313円
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、新株予約権発行日以後に、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに平成14年4月1日改正前商法280条ノ19の規定に基づく新株引受権による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間
平成15年7月1日から平成16年5月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
無し

平成14年 7月15日登記

合併により承継した新株予約権
第1回新株予約権
新株予約権の数
3万個（新株予約権1個につき普通株式100株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式300万株
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

	各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株当たり1829円 なお、本新株予約権発行後に当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。 $\begin{aligned} & \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当り払込金額または譲渡価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}} \end{aligned}$ 新株予約権を行使することができる期間 平成16年7月1日から平成21年6月30日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、取締役の任期満了または合併による退任は、この限りでない。 ②本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。 ③その他権利行使に関する条件については、平成14年6月22日開催の当社定時株主総会決議、および平成15年2月13日開催の当社臨時株主総会決議、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結される新株予約権割当申込契約において定めるものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」の①および②に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却する。 平成15年 4月 1日登記
新株の引受権の行使により発行すべき株式	第18回総会で決議された新株の引受権 目的たる株式 1株の金額50円の額面普通株式8万6400株 1株の金額50円の額面普通株式8万2400株 平成11年 7月31日変更 平成11年 8月 6日登記

1株の金額50円の額面普通株式6万7600株
平成11年 8月31日変更 平成11年 9月 6日登記
1株の金額50円の額面普通株式4万3600株
平成11年 9月30日変更 平成11年10月13日登記
1株の金額50円の額面普通株式 3万9500株
平成11年10月31日変更 平成11年11月12日登記
1株の金額50円の額面普通株式 3万5100株
平成11年11月30日変更 平成11年12月 7日登記
1株の金額50円の額面普通株式3万700株
平成11年12月31日変更 平成12年 1月11日登記
1株の金額50円の額面普通株式2万6900株
平成12年 1月31日変更 平成12年 2月 8日登記
1株の金額50円の額面普通株式1万9700
平成12年 2月29日変更 平成12年 3月 7日登記
1株の金額50円の額面普通株式1万9700株
平成12年 4月 5日許可 平成12年 4月 5日更正
1株の金額50円の額面普通株式1万5200株
平成12年 3月31日変更 平成12年 4月11日登記
1株の金額50円の額面普通株式1万800株
平成12年 4月30日変更 平成12年 5月11日登記
1株の金額50円の額面普通株式1万7000株
平成12年 5月31日変更 平成12年 6月 7日登記
1株の金額50円の額面普通株式7000株
平成12年 6月19日許可 平成12年 6月19日更正
1株の金額50円の額面普通株式3200株
平成12年 6月26日変更 平成12年 7月 7日登記

発行価額

権利付与日の前日に日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価額（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の午後3時現在における直近の売買価額）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行前の株価}}$$

調整後行＝調整前行×
使価額 使価額 既発行株式数÷分割・新規発行による増加株式数
新株の引受権を行使することのできる期間
平成11年6月27日から平成12年6月26日まで

平成10年 7月 8日登記

平成12年6月27日第18回総会で決議された新株の引受権行使期間満了
平成12年 7月 7日登記

第19回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式 19万7300株

発行価額

権利付与日の前日に日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価額（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の午後3時現在における直近の売買価額）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整後行} = \text{調整前行} \times \frac{\text{使価額}}{\text{使価額}} \text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

分割・新規発行前の株価

調整後行 = 調整前行 ×

使価額 使価額 既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

新株の引受権を行使することのできる期間

平成12年7月1日から平成13年6月15日まで

平成11年 7月 8日登記

平成13年6月16日第19回総会で決議された新株の引受権行使期間満了

平成13年 6月27日登記

第20回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式21万2300株

発行価額

権利付与日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}} \text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

分割・新規発行前の株価

調整後 = 調整前 ×

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

新株の引受権を行使することのできる期間

平成13年7月2日から平成14年6月14日まで

平成12年 7月 7日登記

平成14年6月15日第20回総会で決議された新株の引受権行使期間満了

平成14年 6月24日登記

第21回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式20万1600株

発行価額

権利付与日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

	$\frac{\text{調整後 行使価額}}{\text{調整前 行使価額}} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新規発行 株式数} \times \text{1株当り 払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による 増加株式数}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}$ 新株の引受権を行使することのできる期間 平成14年7月1日から平成15年6月13日まで 平成13年 7月 5日登記
	合併により承継した新株引受権 2000年6月18日開催の定時株主総会で決議された新株の引受権 目的たる株式 1株の金額50円の額面普通株式 72万7400株 なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には次の算式により調整されるものとする。ただし、調整により生ずる一株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、かかる調整はその時点で対象者が新株引受権を行使していない場合の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 発行価額 権利付与日に先立つ90取引日（取引の成立しない日を除く）の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格（以下、最終価格）の平均値の金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が権利付与日の最終価格（当日に取引がない場合は、それに先立つ直近の最終価格）を下回る場合は、権利付与日の最終価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後 発行価額} = \frac{\text{調整前 発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 新株の引受権を行使することのできる期間 2002年7月1日から2005年6月30日まで 平成15年 4月 1日登記
	合併により承継した新株引受権 2001年6月23日開催の定時株主総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式 61万2600株

なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には次の算式により調整されるものとする。ただし、調整により生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、かかる調整はその時点で対象者が新株引受権を行使していない場合の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

発行価額

権利付与日に先立つ90取引日（取引の成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後発行価額＝調整前発行価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、権利付与日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権証券および商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後発行価額＝調整前発行価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

新株の引受権を行使することのできる期間

2002年1月4日から2006年6月30日まで

平成15年 4月 1日登記

吸収合併

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号株式会社スクウェアを合併

平成15年 4月 1日登記

登記記録に関する事項

平成8年8月18日東京都新宿区西新宿七丁目5番25号から本店移転

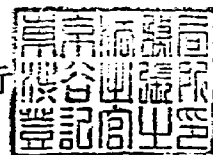
平成 8年 8月27日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成15年 4月15日

東京法務局渋谷出張所
登記官

齋 藤 正 行



整理番号 1970558

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

16/16

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Eri MARUYAMA of c/o KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX, 4-31-8 Yoyogi,
Shibuya-ku, Tokyo, Japan

declare that I am well acquainted with both the Japanese and English languages, and
that the attached is an accurate translation, to the best of my knowledge and ability, of
the Japanese language document attached hereto.

Signature Eri Maruyama

Date May 30, 2003

ARTICLES OF INCORPORATION

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Prepared on April 1, 2003

CHAPTER I GENERAL PROVISION

(Trade Name)

Article 1 The company is called KABUSHI KAISHA SQUARE ENIX. It is represented SQUARE ENIX CO., LTD., in English.

(Purpose)

Article 2 The company aims to engage in the following undertakings:

1. Planning, development, manufacture, creation, sales, application, maintenance, leasing and importing/exporting of computers and peripherals, expendable supplies, communication devices and computer software, etc.
2. Planning, development, manufacture, sales, lease and importing/exporting of toys, stationery supplies, personal accessories, daily use (home) articles, clothing and home appliances
3. Printing and publishing; planning, creation and sales of various publications
4. Temporary employment services for computer programmers
5. Planning, creation, sales, rental and importing/exporting of movies, television and radio programs, records and videos
6. Planning, creation and implementation of various events and gatherings
7. Management of places of amusement
8. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of software via the Internet or phone line communication
9. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of contents utilizing the Internet or phone line communication
10. Development, sales, application, and maintenance of the service of providing information utilizing the Internet or phone line communication
11. Training and placement of Internet and data transfer specialists
12. E-commerce and mail-order sales utilizing the Internet or computer

network

13. Transfer and sale of data utilizing the Internet or computer network
14. Advertising services utilizing the Internet or computer network
15. Planning, creation and sales of musical recordings and images
16. Procurement and management of copyrights, trademark rights, design rights
17. Broadcast services
18. Provision of various kinds of information via communication network
19. Advertising agency services
20. Talent agency services
21. Operation of restaurants, bars
22. Any and all services related to or incidental of each of the above services

(Location of Main Office)

Article 3 The main office of the company is located in Shibuya-ku, Tokyo.

(Method of Public Notice)

Article 4 The public notice of the company is reported in the Nippon Keizai Shimbun Newspaper circulated in Tokyo

(omitted)

I hereby certify that the above is identical with the original

This th day of ,

4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, JAPAN

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX CO., LTD.

Representative Director Yoichi WADA

定

款

株 式 会 社 ス ク ウ ェ ア ・ エ ニ ッ ク ス

平 成 1 5 年 4 月 1 日 作 成

(商 号)

第 1 条 当 会 社 は、株 式 会 社 ス ク ウ ェ ア ・ エ ニ ッ ク ス と 称 す る。英 文 で は
S Q U A R E E N I X C O . , L T D . と 表 示 す る。

(目 的)

第 2 条 当 会 社 は 次 の 事 業 を 営 む こ と を 目 的 と す る。

- 1 . コ ン ピ ュ ー タ ー 及 び 関 連 機 器、消 耗 品、通 信 機 器、コ ン ピ ュ ー タ ー
ソ フ ト ウ ェ ア 等 の 企 画、開 発、製 造、制 作、販 売、運 用、保 守、リ
ー ス 並 び に 輸 出 入
- 2 . 玩 具、文 具、装 身 具、日 用 家 庭 用 品、衣 料 品、家 庭 用 電 気 機 器 の 企
画、開 発、製 造、販 売、リ ー ス 並 び に 輸 出 入
- 3 . 印 刷 及 び 出 版、各 種 出 版 物 の 企 画、制 作、販 売
- 4 . プ ロ グ ラ マ ー の 人 材 派 遣
- 5 . 映 画、テ レ ビ ラ ジ オ 番 組、レ コ ー ド、ビ デ オ の 企 画、制 作、販 売、
レ ン タ ル 並 び に 輸 出 入
- 6 . 各 種 催 し 物 及 び イ ベ ン ト の 企 画、制 作、実 施
- 7 . 遊 技 場 の 経 営
- 8 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 を 利 用 し た、ソ フ ト ウ ェ ア の
企 画、製 造、開 発、販 売、運 用、保 守、レ ン タ ル 並 び に 輸 出 入
- 9 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 を 利 用 し た、コ ン テ ン ツ の 企
画、制 作、開 発、販 売、運 用、保 守、レ ン タ ル 並 び に 輸 出 入
- 1 0 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 を 利 用 し た、情 報 提 供 サ ー ビ
ス 及 び 情 報 処 理 サ ー ビ ス 業 務 の 開 発、販 売、運 用、保 守
- 1 1 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 技 術 者 の 育 成、派 遣
- 1 2 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 を 利 用 し た、通 信 販 売
- 1 3 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 を 利 用 し た、デ ー タ の 配 信、
販 売
- 1 4 . イ ン タ ー ネ ッ ト、電 話 回 線 等 の 通 信 網 を 利 用 し た、広 告 業 務
- 1 5 . 音 楽 録 音 物、映 像 物 等 の 企 画、制 作、販 売
- 1 6 . 著 作 権、原 盤 権、商 標 権、意 匠 権、特 許 権 の 取 得 及 び 管 理
- 1 7 . 放 送 事 業
- 1 8 . 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク を 利 用 し た 各 種 情 報 の 提 供
- 1 9 . 広 告 代 理 業
- 2 0 . 芸 能 タ レ ン ト の マ ネ ジ メ ン ト 業 務
- 2 1 . 飲 食 店 業
- 2 2 . 前 各 号 に 附 帯 関 連 す る 一 切 の 業 務

(本 店 所 在 地)

第 3 条 当 会 社 は 本 店 を 東 京 都 渋 谷 区 に 置 く。

(公 告 の 方 法)

第 4 条 当 会 社 の 公 告 は 東 京 都 に お い て 発 行 す る 日 本 経 済 新 聞 に 掲 載 す る。

(会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数)

第 5 条 当 会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株 と す る 。
た だ し 、 消 却 が 行 わ れ た 場 合 に は 、 こ れ に 相 当 す る 株 数 を 減 る も の と す る 。

(1 単 元 の 株 式 の 数)

第 6 条 当 会 社 の 1 単 元 の 株 式 の 数 は 、 1 0 0 株 と す る 。

(単 元 未 満 株 券 の 不 発 行)

第 7 条 当 会 社 は 、 1 単 元 の 株 式 数 に 満 た ない 株 式 (以 下 「 単 元 未 満 株 式 」 と い う) に 係 る 株 券 は 発 行 し ない 。

(株 式 取 扱 規 程)

第 8 条 株 券 の 種 類 、 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 主 (実 質 株 主 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) と し て の 諸 届 、 株 券 の 再 発 行 、 単 元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 手 続 き 並 び に 手 数 料 に つ い て は 、 こ の 定 款 に 定 め 有 る 場 合 を 除 き 、 取 締 役 会 の 定 め る 株 式 取 扱 規 程 に よ る 。

(名 義 書 換 代 理 人)

第 9 条 当 会 社 は 株 式 に つ い て 名 義 書 換 代 理 人 を 置 く 。

② 名 義 書 換 代 理 人 及 び そ の 事 務 取 扱 場 所 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 選 定 す る 。

③ 当 会 社 の 株 主 名 簿 (実 質 株 主 名 簿 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) は 、 名 義 書 換 代 理 人 の 事 務 取 扱 場 所 に 備 え 置 き 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 券 の 不 所 持 、 株 主 の な す べ き 届 け 出 、 株 券 の 再 交 付 、 単 元 未 満 株 式 の 買 い 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 事 務 は 、 名 義 書 換 代 理 人 に 取 扱 わ せ 、 当 会 社 に お い て は 、 こ れ を 取 り 扱 わ ない 。

(基 準 日)

第 10 条 当 会 社 は 毎 年 3 月 3 1 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

② 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 取 締 役 会 は 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 こ れ と 異 な る 日 現 在 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

③ 当 会 社 は 、 臨 時 株 主 総 会 を 開 催 す る に あ た り 、 必 要 あ る と き は 、 取 締 役 会 の 決 議 に 基 づ き 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 基 準 日 を 定 め る こ と が で き る 。

第 3 章

株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定 時 株 主 総 会 は 、 毎 年 6 月 に 招 集 し 、 臨 時 株 主 総 会 は 、 必 要 に 応 じ こ れ を 招 集 す る 。

② 株 主 総 会 は 、 本 店 の 所 在 地 ま た は 東 京 都 区 内 に お い て こ れ を 招 集 す る 。

(招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法および議決権の代理行使)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会の議事録)

第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

(員数)

第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。

- ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

第18条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名を選任することができる。

- ② 取締役社長は、会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(相談役)

第19条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

(報酬および退職慰労金)

第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(取締役会の権限)

第21条 当会社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役並びに監査役が、これに記名捺印する。

② 取締役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任免除)

第25条の2 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 監 査 役

(員 数)

第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第27条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

(報酬および退職慰労金)

第 30 条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。

第 7 章 監査役会

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(監査役会の議事録)

第 33 条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印する。

② 監査役会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 34 条 の 2 当会社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 8 章 計 算

(営業年度および決算期)

第 35 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末を決算期とする。

(利益配当金)

第 36 条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

(中 間 配 当 金)

第 37 条 当 会 社 は、 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 毎 年 9 月 3 0 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を する こと が で き る。

(配 当 金 の 除 斥 期 間 等)

第 38 条 利 益 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 が そ の 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。

② 未 払 の 利 益 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 に 対 し て は 利 息 を つ け な い。

附 則

平 成 1 5 年 3 月 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 終 結 前 に 在 任 す る 監 査 役 の 任 期 に つ い て は、 第 28 条 中 「 就 任 後 4 年 内 」 と あ る を 「 就 任 後 3 年 内 」 と 読 み 替 え る も の と す る。

以 上 原 本 と 相 違 な い こ と を 証 明 す る

平 成 年 月 日

東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 四 丁 目 3 1 番 8 号

株 式 会 社 ス ク ウ ェ ア ・ エ ニ ッ ク ス

代 表 取 締 役 社 長 和 田 洋 一